

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 高部 豊彦
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森下 俊三
(以下「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成20年2月25日(月)

3. 実施予定期日

認可後、平成20年4月1日(火)から実施。

4. 概要

接続料規則の一部を改正する省令(平成20年総務省令第9号)及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成20年総務省令第10号)が、平成20年2月8日付けで公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成20年度以降の接続料算定のため改修した新モデル(以下「第4次モデル」という。)を用いて算定された平成20年度の接続料を規定する等の変更を行うものである。

あわせて、接続料規則等の一部改正に関する情報通信審議会答申(平成20年1月29日情審通第22号。以下「1月答申」という。)を踏まえ、PHS基地局回線機能及び公衆電話機能の接続料の算定について、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないように、当該機能に係るき線点RT-GC間伝送路費用の減算措置を行うものである。

5. 長期増分費用(LRIC)方式に基づく平成20年度接続料の算定

PHS基地局回線機能、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等に係る接続料について、第4次モデルを用いて平成20年度の接続料を算定(具体的な改定額は「Ⅱ 接続料の改定額」を参照)。

	平成20年度接続料(3分当たり)	平成19年度接続料(3分当たり)
GC接続	4.53円 (▲0.16円) (NTSコスト控除前:7.61円)	4.69円 (NTSコスト控除前:6.94円)
IC接続	6.41円 (▲0.14円) (NTSコスト控除前:9.49円)	6.55円 (NTSコスト控除前:8.80円)

【参考】算定根拠

(1) 通信量の予測

平成19年度下期+平成20年度上期の予測通信量については、以下の式により算定。

「平成19年度下期+平成20年度上期」予測通信量

=「平成18年度下期+平成19年度上期」実績通信量×(1+対前年同期予測増減率)

※ 対前年同期予測増減率は、①平成19年10月～平成20年1月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び②平成20年2月～9月の対前年同期予測増減率(平成19年4月～平成20年1月の対前年同期増減率と同じ)を、平成18年10月～平成19年1月及び平成19年2月～9月の構成比を用いて加重平均して算定。

(単位:百万回、百万時間)

		H18下+H19上実績 (括弧内はH17下+H18上実績)			H19下+H20上予測 (括弧内はH18下+H19上予測)			対H18下+H19上実績増減率 (括弧内は対H17下+H18上実績増減率)		
		東日本	西日本		東日本	西日本		東日本	西日本	
MA内	回数	14,101 (18,080)	7,108 (9,041)	6,993 (9,039)	10,713 (14,472)	5,443 (7,277)	5,269 (7,195)	▲24.0% (▲20.0%)	▲23.4% (▲19.5%)	▲24.7% (▲20.4%)
	時間	495 (637)	248 (318)	246 (320)	367 (518)	185 (259)	181 (259)	▲25.9% (▲18.7%)	▲25.3% (▲18.4%)	▲26.4% (▲18.9%)
MA間ZA内	回数	6,192 (7,754)	2,739 (3,391)	3,453 (4,363)	4,826 (6,401)	2,162 (2,821)	2,664 (3,580)	▲22.1% (▲17.5%)	▲21.0% (▲16.8%)	▲22.9% (▲18.0%)
	時間	227 (292)	101 (128)	126 (164)	170 (239)	76 (106)	94 (133)	▲25.2% (▲18.2%)	▲24.8% (▲17.4%)	▲25.5% (▲18.7%)
GC接続	回数	46,085 (49,983)	24,579 (27,289)	21,505 (22,694)	40,676 (47,622)	20,787 (25,515)	19,889 (22,107)	▲11.7% (▲4.7%)	▲15.4% (▲6.5%)	▲7.5% (▲2.6%)
	時間	1,537 (1,717)	849 (972)	689 (745)	1,325 (1,567)	702 (867)	624 (700)	▲13.8% (▲8.7%)	▲17.3% (▲10.8%)	▲9.4% (▲6.1%)
IC接続	回数	33,592 (37,517)	15,920 (17,765)	17,672 (19,753)	31,517 (33,246)	15,540 (15,545)	15,977 (17,701)	▲6.2% (▲11.4%)	▲2.4% (▲12.5%)	▲9.6% (▲10.4%)
	時間	1,183 (1,339)	570 (645)	613 (694)	1,114 (1,170)	556 (559)	558 (611)	▲5.8% (▲12.6%)	▲2.5% (▲13.4%)	▲8.9% (▲11.9%)

(2)NTSコスト及びき線点RT－GC間伝送路コストの加算

- ① ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度からの当分の間の措置として、回線当たり費用が「全国平均＋標準偏差の2倍」を超える額に補てん対象を変更することに伴い、NTSコストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めるき線点RT－GC間伝送路費用(以下「き線点RT－GC間伝送路費用」という。)相当額が実質的には補てん対象外となる。

- ② この結果、NTT東西のみが、き線点RT－GC間伝送路費用を負担することとなるため、情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(平成19年9月20日情審通第105号)において、NTT東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を従量制接続料の原価の一部に算入することが適当とする考え方が示された。

- ③ 同答申において示された次の点を踏まえ、接続料規則の一部を改正する省令の一部改正を行い、平成20年度の接続料算定に際しては、NTSコストのうち、き線点RT－GC間伝送路費用の5分の2を、き線点RT－GC間伝送路費用以外の費用の5分の1を加入者交換機能の接続料原価に加算することとするものである。
 - 1) 接続料原価に算入するき線点RT－GC間伝送路費用について、実態に則した必要最小限のものに限定するため、第4次モデルで算定された収容局別の当該伝送路コストのうち、実際のネットワークにおけるRT設置局である局舎の当該伝送路コストに限ること

 - 2) 激変緩和措置として、これまで毎年度20%ずつ段階的に接続料原価からNTSコストを控除してきたことを踏まえ、き線点RT－GC間伝送路費用の従量制接続料原価への算入は、平成20年度以降、毎年度20%ずつ段階的に行うこと

 - 3) き線点RT－GC間伝送路費用以外のNTSコストの扱い(平成17年度から5年間で従量制接続料原価から段階的に控除)は、従前どおりの扱いとすること

■平成20年度の加入者交換機能に係る接続料原価

(単位:百万円)

加入者 交換機 能に係 る接続 料原価	NTSコスト控除前				NTS コスト 控除後	NTSコスト加算額			NTS コスト 加算後
	266,211	NTSコスト		66,642		③	④		
		①	②						
	525,165	FRT-GC 間伝送路 コスト	①以外の NTS コスト	258,954	FRT-GC間 伝送路コスト (2/5 加算)	③以外の NTSコスト (1/5 加算)	26,799	39,843	325,596
		66,997	199,214						

(注) FRT-GC間伝送路コストは、き線点RT-GC間伝送路費用を示す。

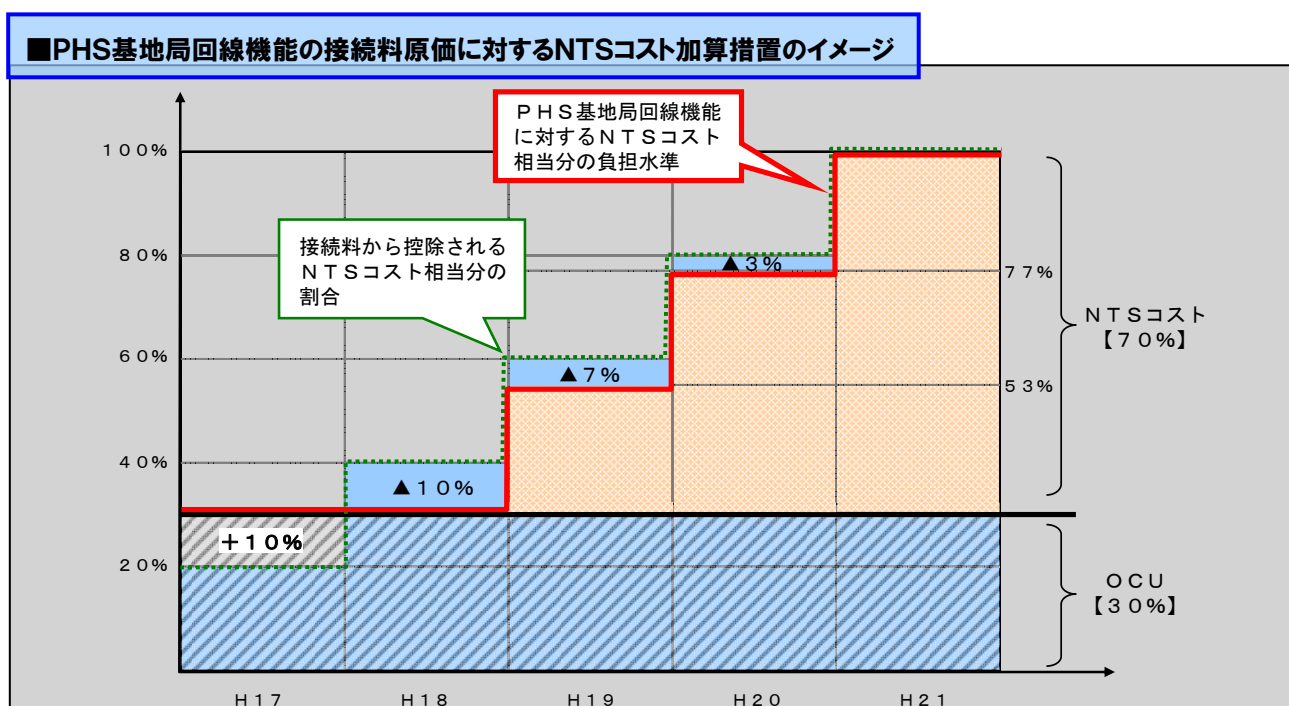
6. PHS基地局回線機能の接続料原価に対するNTSコストの加算及びき線点RT-GC間伝送路費用の控除

(1) NTSコストの加算措置

- ① PHS基地局回線機能の接続料は、基本料同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されていることから、本来、NTSコストのうちPHS基地局回線機能に係るものについては、当該機能の接続料原価に加算されるべきものである。
- ② しかしながら、情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」(平成16年10月19日情審通第104号の2)において、「PHS事業者の支払う基地局回線の接続料の費用構造に大きな影響を与えることになるため、PHS事業者が加入者ポート等に相当する設備(OCU)について平成16年度から既に個別負担していることを考慮して、PHS基地局回線に関しては、初めの数年間は追加的なNTSコストが算入されないよう配慮がなされるべきである」との考え方が示された。
- ③ このため、平成17年度及び平成18年度は、PHS基地局回線機能の接続料原価にNTSコストを加算しなかったが、平成19年度からは、NTSコストを段階的に加算することとした。

これは、PHS基地局回線機能の接続料原価には、第3次モデルによる接続料算定方式の導入時(平成17年度)から加入者ポート(SLIC)に相当する設備(OCU)の費用が加算されていたと考えることができることを踏まえ、従前どおり平成17年度から段階的にNTSコスト相当分を加算する場合と、当初加入者ポートに相当する設備(OCU)のみ加算し、平成19年度よりNTSコストを段階的に加算する場合の負担総額を比較すると、両者は概ね等しくなることを理由としたものである(下図参照)。

- ④ ただし、平成19年度における加算措置については、接続料規則の規定によらない算定方法として、同規則第3条ただし書に規定する総務大臣の許可（特別な理由がある場合に同規則の規定によらない算定を行うための許可）により、同様の措置を実施している。
- ⑤ 以上により、平成20年度におけるPHS基地局回線機能の接続料原価へのNTSコストの加算措置については、当該措置に係る透明性の確保を図るとともに、加入者交換機能・公衆電話機能の接続料原価へのNTSコストの加算措置が既に接続料規則に規定されていることとの平仄を取るため、接続料規則の一部を改正する省令の一部改正により規定整備し、平成20年度の接続料算定に際しては、同規則に従い、残余のNTSコストをPHS基地局回線機能の接続料原価に加算することとするものである。



（2）PHS基地局回線機能及び公衆電話機能の接続料原価に係るき線点RT－GC間伝送路費用の減算措置

1）PHS基地局回線機能の接続料原価に係るき線点RT－GC間伝送路費用の減算措置（接続料規則第3条に規定する特別許可に基づき接続料を設定するもの）

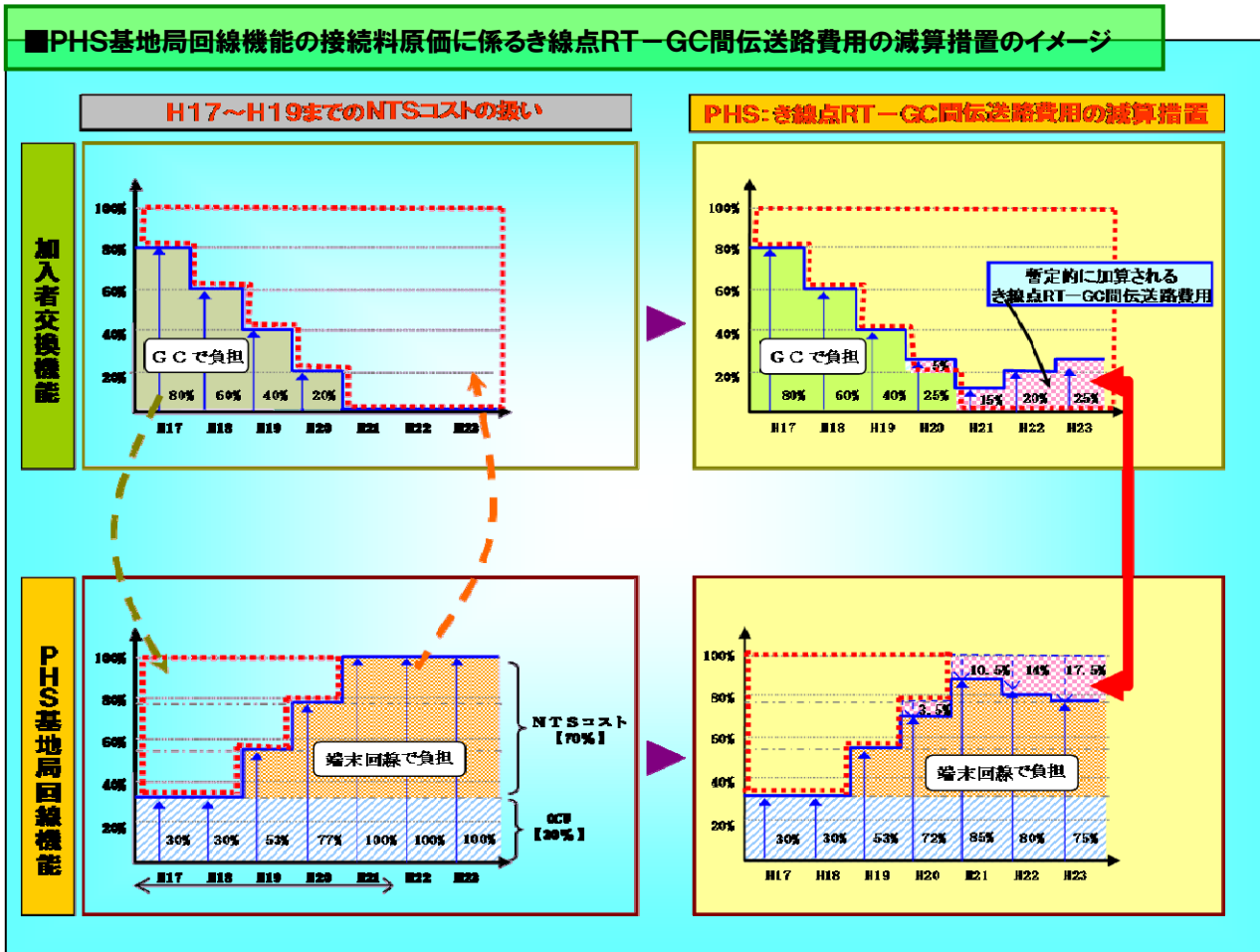
- ① 上記(1)のNTSコストの加算を行う一方、1月答申において、「今回の接続料規則等の一部改正では、き線点RT－GC間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点RT－GC間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある」との考え方が示された。

- ② このため、同答申を踏まえ、NTT東西に対して、次の要請(「接続料規則等の一部改正に関して講ずべき措置について」(平成20年1月31日総基料第17号))を実施。

ア PHS基地局回線機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の扱いについて、本機能の接続料の改定に際しては、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないように算定の上、本機能の接続料の改定に係る接続約款の変更の認可の申請を行うこと

イ 公衆電話機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の扱いについて、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないように算定の上、本機能の接続料の改定に係る接続約款の変更の認可の補正申請を速やかに行うこと

- ③ 同要請を踏まえ、NTT東西から、PHS基地局回線機能に係るものについては、接続料規則の規定によらない算定方法として、同規則第3条ただし書に規定する総務大臣の許可(特別な理由がある場合に同規則の規定によらない算定を行うための許可)を求める申請がなされた。これは、上記5(2)に示したとおり、加入者交換機能の接続料原価にき線点RT-GC間伝送路費用のうち5分の1を算入するため、平成20年度のPHS基地局回線機能に係る接続料算定に際し、これと同額(本機能に係るき線点RT-GC間伝送路費用のうち5分の1)を減算措置することにより、「適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがない」ことを確保するものである。



2)PHS基地局回線機能の接続料の算定

以上を整理すると、加入者交換機能の接続料原価から除外したNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用については、その3分の2の額から5分の1を減算したもの(15分の7)を加算し、それ以外については、その3分の2をPHS基地局回線機能の接続料に加算して算出。

■PHS 基地局回線機能の接続料

(単位:回線・月)

区分	平成20年度接続料		平成19年度接続料	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
PHS基地局回線機能	1,669 円	1,680 円	1,656 円	1,658 円
うちNTSコスト見合い	203 円	194 円	109 円	105 円
減算措置対象のFRT-GC間伝送路コスト見合い	26 円	22 円	—	—

(注1) 保守の区別がタイプ1-1(平日昼間帯故障修理)のもの。

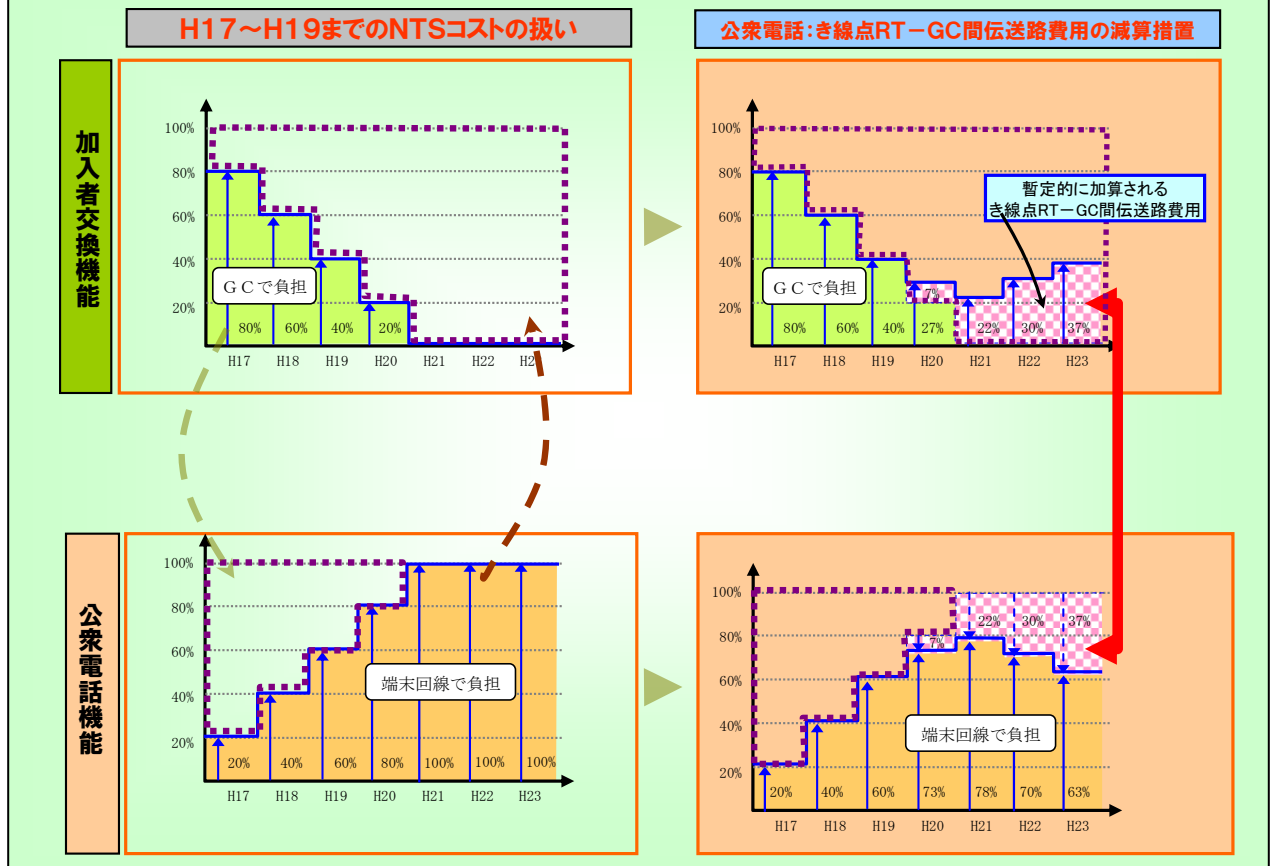
(注2) 減算措置対象のFRT-GC間伝送路コスト見合いは、減算するき線点RT-GC間伝送路費用見合い(5分の1)を示す。

3)公衆電話機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の減算措置(実際費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可の補正申請)

① PHS基地局回線機能の扱いと同様に、公衆電話機能の接続料原価については、平成17年度から段階的にNTSコストの加算を行う一方、上記1)②の要請を踏まえ、NTT東西から、接続料規則第3条ただし書に規定する総務大臣の特別許可を求める申請がなされた。これは、加入者交換機能の接続料原価にき線点RT-GC間伝送路費用のうちの5分の1を算入するため、平成20年度の公衆電話機能に係る接続料算定に際し、これと同額(本機能に係るき線点RT-GC間伝送路費用のうちの5分の1)を減算措置することにより、「適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがない」ことを確保するものである。

② また、本減算措置により平成20年度の公衆電話機能の接続料を変更するため、NTT東西から、実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可申請(平成20年1月15日付け諮問第1199号で情報通信審議会に諮問)のうち、平成20年度の公衆電話機能の接続料について、接続約款の変更認可の補正申請がなされている。

■ 公衆電話機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の減算措置のイメージ(NTT東日本の)



4) 補正後の公衆電話機能の接続料の算定

以上を整理すると、加入者交換機能の接続料原価から除外したNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用については、その5分の4の額から5分の1を減算したもの(5分の3)を加算し、それ以外のものについては、その5分の4を公衆電話機能の接続料に加算して算出。

■ 公衆電話機能の接続料

(単位:3分当たり)

区分	補正後平成20年度接続料		補正前平成20年度接続料		平成19年度接続料	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
公衆電話発信機能	100.03 円	89.24 円	100.42 円	89.71 円	99.29 円	88.40 円
うちNTSコスト見合い	4.21 円	4.79 円	4.61 円	5.26 円	3.47 円	3.94 円
減算措置対象のFRT-GC間伝送路コスト見合い	0.40 円	0.47 円	—	—	—	—
デジタル公衆電話発信機能	71.14 円	78.19 円	71.32 円	78.44 円	71.05 円	78.07 円
うちNTSコスト見合い	0.95 円	1.28 円	1.13 円	1.53 円	0.86 円	1.15 円
減算措置対象のFRT-GC間伝送路コスト見合い	0.18 円	0.25 円	—	—	—	—

(注) 減算措置対象のFRT-GC間伝送路コスト見合いは、減算するき線点RT-GC間伝送路費用見合い(5分の1)を示す。

II 接続料の改定額

■LRICに基づく平成20年度接続料の改定額

区分		単位	平成 20 年度接続料	平成 19 年度接続料
1 PHS基地局回線機能	タイプ 1-1 のもの	1 回線ごとに月額	東1,669円、西1,680円	東1,656円、西1,658円
	タイプ 1-2 のもの		東1,669円、西1,680円	東1,687円、西1,689円
2 加入者交換機能		1 通信ごとに	0.67267 円	0.66351 円
		1 秒ごとに	0.021450 円	0.022390 円
3 加入者交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	29,947 円	30,153 円
4 加入者交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.0026266 円	0.0026934 円
5 市内伝送機能		1 通信ごとに	0.22090 円	0.24611 円
		1 秒ごとに	0.012360 円	0.011655 円
6 中継交換機能		1 通信ごとに	0.22090 円	0.24611 円
		1 秒ごとに	0.00082969 円	0.00089165 円
7 中継交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	3,684 円	4,167 円
8 中継交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.00032369 円	0.00037266 円
9 中継伝送共用機能		1 秒ごとに	0.0054415 円	0.0050092 円
10 中継伝送専用機能				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	17,837 円	17,668 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	17,416 円	17,272 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	197,076 円	203,346 円
		672 回線相当月額	196,655 円	202,950 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	590,386 円	609,247 円
		2,016 回線相当月額	589,965 円	608,851 円
イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	36,663 円	36,585 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	36,241 円	36,189 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	409,647 円	425,619 円
		672 回線相当月額	409,225 円	425,223 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	1,228,097 円	1,276,065 円
		2,016 回線相当月額	1,227,676 円	1,275,669 円
ウ アイ以外の場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	41,981 円	42,319 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	41,559 円	41,923 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	469,695 円	492,989 円
		672 回線相当月額	469,273 円	492,593 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	1,408,241 円	1,478,174 円
		2,016 回線相当月額	1,407,820 円	1,477,778 円
加算料				
(1) 2-5-2-1 ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が 10km を超	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと	1,512 円	1,580 円
		24 回線ごとに月額		
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと	17,070 円	18,564 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの	10km を超えるごと	51,210 円	55,692 円

	える場合の加算料	もの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額		
	(2) 中継伝送専用機能を利用してNTT東西が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	18,825 円	18,917 円
(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)		672 回線ごとに月額	212,570 円	222,273 円	
(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)		2,016 回線ごとに月額	637,711 円	666,819 円	
11	中継交換機接続用伝送装置利用機能		672 回線ごとに月額	29,969 円	31,526 円
12	共通線信号網利用機能				
	ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含む。)を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能		1 信号ごとに	0.015790 円	0.015576 円
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能				
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能				
13	市内通信機能		1 通信ごとに	0.93152 円	0.93739 円
			1 秒ごとに	0.040841 円	0.042284 円
14	リルーティング通信機能		1 通信ごとに	1.1578 円	1.1745 円
			1 秒ごとに	0.047535 円	0.049237 円
15	リルーティング指示に係る網保留機能		1 通信ごとに	0.013802 円	0.014111 円
16	音声ガイダンス送出力接続通信機能				
	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.024029 円	0.025155 円
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.031472 円	0.032186 円
17	課金秒数送出力機能		1 通信ごとに	0.031580 円	0.031152 円
18	リダイレクション網使用機能				
	ア NTT東西の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.035088 円	0.035872 円
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.024539 円	0.025614 円

19 PHS制御信号機能	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額	1.6690 円	1.7062 円
--------------	--------------------------------	----------	----------

(注)タイプ 1-1: 平日昼間帯故障修理、タイプ 1-2: 全日・昼間帯故障修理

■実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度公衆電話機能に係る接続料の改定額(補正後)

区分		単位	平成 19 年度接続料	平成 20 年度接続料	平成 18 年度接続料
公衆電話機能	公衆電話発信機能	1 秒ごとに	東:0.5516 円 西:0.4911 円	東:0.5557 円 (0.5579 円) 西:0.4958 円 (0.4984 円)	東:0.5038 円 西:0.4510 円
	デジタル公衆電話発信機能		東:0.3947 円 西:0.4337 円	東:0.3952 円 (0.3962 円) 西:0.4344 円 (0.4358 円)	東:0.4034 円 西:0.4343 円

(注)平成 20 年度接続料のうち、括弧内は補正前のもの。